

資料4	差引認定基準の見直しに関する 専門家ヒアリング
	平成29年 6月 9日

# 具体的な差引認定 の事例

## 具体的な差引認定の事例

※事例1及び3は、差引認定後の受給年金の等級が「現在の障害の程度」の等級と異なる事例、事例2は一致している事例である。

	現在の障害の程度		前発障害 (A)			後発障害 (B)		差引認定後の年金支給状況
	障害の状態 (A+B)	活動能力減退率	傷病	障害の程度 (等級)	活動能力減退率	傷病	障害の程度 (等級) 【差引認定を用いて認定】	
事例1 (眼)	両眼の視力・視野障害	79% (4号-7) [2級相当]	左視神経損傷 ※交通事故で左眼失明	年金受給なし	18% (8号-1)	右眼視力障害 (交通事故)	3級  ● 眼は、両側の器官をもって同一部位とし、前発障害(左眼)と後発障害(右眼)は差引認定を用いて後発障害の程度(等級)を求める。 ①79%－18%＝61%(後発障害の活動能力減退率) ②61%を「差引結果認定表」に当てはめ、後発障害の程度を『3級』と認定。	後発障害(B)の「障害厚生年金(3級)」を受給。
事例2 (聴覚)	両耳聴覚障害	56% (7号-1) [3級相当]	左突発性難聴	年金受給なし (障害手当金支給済)	14% (9号-5)	右進行性感音性難聴	障害手当金※  ● 耳は、両側の器官をもって同一部位とするため、前発障害(左耳)と後発障害(右耳)は差引認定を用いて後発障害の程度(等級)を求める。 ①56%－14%＝42%(後発障害の活動能力減退率) ②42%を「差引結果認定表」に当てはめ、後発障害の程度を『3級(治らないもの)』と認定。	後発障害(B)の「障害厚生年金(3級)」を受給。  ※後発障害(B)の程度は障害手当金相当であるが、傷病が「治っていない(悪化の可能性あり)」との判断から、「障害厚生年金(3級)」で認定された。
事例3 (肢体)	四肢高度障害	134% (1号-8) [1級相当]	脳梗塞 ※右半身の不全麻痺	2級 障害厚生年金を受給中	63% (4号-7)	脳出血 ※四肢麻痺	3級  ● 前発障害と後発障害の発生に相当因果関係はない(別傷病である)と判断。 ● 前発障害と後発障害が同一部位(右上下肢)に重なっているため、差引認定を用いて後発障害の程度(等級)を求める。 ①134%－63%＝71%(後発障害の活動能力減退率) ②71%を「差引結果認定表」に当てはめ、後発障害の程度を『3級』と認定。	後発障害(B)は「障害厚生年金(3級)」で決定。  支給選択により、引き続き前発障害(A)の「障害厚生年金(2級)」を受給。

(注) 表中の「○号-○」という記載は、障害認定基準の「併合判定参考表」のどこに該当するかを示している。